



株 主 各 位

2019年6月6日

会 社 名	株式会社 キッツ
代表者名	代表取締役社長 堀田 康之
コード番号	6498(東証第一部)

「第 105 回定時株主総会招集ご通知」添付書類の一部修正に関するお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2019年6月6日付にてご送付申しあげました、当社「第 105 回定時株主総会招集ご通知」の添付書類の一部に追記すべき点がございましたので、本ウェブサイトをもって下記の通り修正させていただきます。

敬 具

記

1. 修正箇所

「招集ご通知」13 頁に記載の「第 4 号議案 監査役 1 名増員選任の件」の下段(注)について次の通り追記いたします。追記個所に下線を付しております。

<修正前>

- (注) 1. 小林彩子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 同氏は新任の社外監査役候補者であります。
3. 同氏は当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(14 頁)を充足しております。また、同氏は監査役に選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、その監査役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合には、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、本議案が原案通り承認された場合には、新たに同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

<修正後>

- (注) 1. 小林彩子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 同氏は新任の社外監査役候補者であります。
3. 同氏は当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(14 頁)を充足しております。また、同氏は監査役に選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、その監査役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合には、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、本議案が原案通り承認された場合には、新たに同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子であります。

以 上